（租税特別措置法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「令和二年」を「令和三年」に改める。

一　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の三十三の見出し、同条第一項第一号、第四号及び第五号、第三十九条の三十三の三の見出し並びに同条第一項第一号及び第二号並びに第三項

二　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）別表第一第七号、第二十七号、第三十八号及び第五十四号、別表第三第二号、第二十一号、第三十二号及び第四十八号並びに別表第四第三十号、第三十一号及び第四十一号から第四十三号まで

三　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第九十条第一号

（平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

第七条の表平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）の項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令」に改め、同表平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）の項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

附　則

この政令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志
防衛大臣　岸　　信夫

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百七十四号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表アジアの項中「ミャンマー

599,100	578,800	548,200	497,300	446,400	395,500	354,700	334,400	314,000
293,700	」を「ミャンマー			690,000	670,000	630,400	608,800	576,300
522,300	468,300	414,200	371,000	349,400	327,800	306,200	」に改め、同表中南米の項中「エルサルバドル	
453,900	402,400	361,200	340,600	320,000	299,500	」を「エルサルバドル		
640,000	620,000	588,100	568,600	539,300	490,500	441,700	392,900	353,900
334,400	314,900	295,400	」に、「パラグアイ		590,000	570,000	537,100	
518,100	489,800	442,500	395,200	348,000	310,100	291,200	272,300	253,400
」を「パラグアイ		570,000	550,000	520,800	502,700	475,700	430,600	
385,500	340,500	304,400	286,400	268,300	250,300	」に改め、同表欧州の項中「ウクライナ		
349,700	310,300	290,500	270,800	251,100	」を「ウクライナ			570,000
550,000	522,500	504,100	476,500	430,500	384,500	338,600	301,800	283,400
265,000	246,600	」に、「カザフスタン			620,000	610,000	573,000	554,000
525,600	478,200	430,800	383,400	345,500	326,500	307,600	288,600	」を「カザフスタン
	620,000	610,000	572,800	553,900	525,400	478,000	430,600	
383,200	345,200	326,300	307,300	288,400	」に、「キルギス			540,000
530,000	502,400	486,700	463,100	423,900	384,700	345,400	314,000	298,300
282,600	267,000	」を「キルギス			530,000	520,000	490,600	475,400
452,600	414,500	376,400	338,400	307,900	292,700	277,500	262,300	」に、「ベラルーシ
		600,000	580,000	552,600	534,700	507,900	463,300	418,700
374,100	338,400	320,500	302,700	284,800	」を「ベラルーシ			590,000
570,000	544,000	526,600	500,600	457,100	413,700	370,200	335,400	318,100
300,700	283,300	」に、「ロシア			790,000	630,000	590,300	567,400
533,200	476,200	419,200	362,200	316,500	293,700	270,900	248,100	」を「ロシ